

答申第 162 号  
(諮問第 200 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 10 月 3 日付けで行った保有個人情報部分開示決定処分及び不開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 22 日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2025 年に発生した私が受けた職場内暴言事案に関連して一連の申告・対応経過に関する行政文書（電子データを含む）の開示を求める。

- （1）暴言事案に関する調査記録（関係者聴取記録、聞き取りメモ、日程記録等）
- （2）調査結果報告書
- （3）関係者に対する聴取記録
- （4）内部協議・検討資料（決裁文書・起案書・回覧文書等）
- （5）2025 年 6 月 11 日付「県政へのご意見・ご提言」フォーム提出に関する受付記録、処理経過記録、回答案
- （6）広聴第 278 号および広聴第 278 号の 2 に関する起案書、決裁文書、庁内メール、添付資料
- （7）2025 年 9 月 19 日付口頭回答に関する内部協議および作成された文書
- （8）上記に関連する庁内・庁外のメール、電子記録、送受信履歴

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書として、5 つの公文書を特定し、3 つは保有個人情報開示決定（令和 7 年 10 月 3 日付け〇〇第 1123 号の 1）を行い、残りの 2 つは法第 78 条第 1 項第 7 号へに該当するとし本件部分開示決定（令和 7 年 10 月 3 日付け〇〇第 1123 号の 2、以下「本件部分開示決定」という。）を、またその他の審査請求人が要求する公文書は不存在として、不開示決定（令和 7 年 10 月 3 日付け〇〇第 1123 号の 3、以下「本件不開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（全部開示）20250306\_別紙（相談記録票）  
20250723\_相談職員面談

20250731\_相談職員面談  
(部分開示) 20250804\_関係職員面談  
20250813\_関係職員面談  
(不開示) 公文書不存在 (当該文書を作成していないため)  
調査結果報告書  
内部協議・検討資料 (決裁文書、起案書、回覧文書等)

### 3 審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定及び不開示決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7年12月10日付けで、大分県知事に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定及び不開示決定処分を全て取り消し、請求に係る保有個人情報全部の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人自身のハラスメントに関する救済依頼の一連の記録であることから、不開示は審査請求人のハラスメントに対する正当な権利行使の妨げとなり、将来に渡って不当に利益が侵害される。

「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、抽象的で具体的な不開示理由が示されていない。審査請求人自身の情報を不開示にすることは、法の解釈を誤っている。

部分開示された文書において、不実の記載が確認されたことから、不開示部分についても不実の記載や事実の歪曲がないか確認する必要がある、開示の必要性が極めて高い。

個人の基本的な人権・権利の尊重は、行政機関の事務遂行上の利益に優越するべきであり、本件不開示決定は個人の権利利益を不当に侵害するものであり、裁量権の逸脱又は濫用に当たるため、取り消されるべきである。

## 第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件開示請求に係る保有個人情報の意義・性格等について

本件対象公文書は、審査請求人から任命権者に対するパワーハラスメントの救済申立を受け、所属長が事実確認を過程で、加害者とされる職員及び目撃者とされる職員に対して行った聴き取りの内容を記録したもので、その大部分は「対象職員及び協力職員の供述内容」で構成されており、組織としての調査事務に関する情報としての記

録である。

## 2 個人情報保護法第78条第1項第7号該当性について

審査請求人が要求する「調査結果報告書」及び「内部協議・検討資料（決裁文書、起案書、回覧文書等）」については、主管課（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）へ口頭又は庁内連絡で行い、機微な情報であることから起案・回覧等を行っておらず、不存在である。

ハラスメント調査においては、関係者が開示を前提として聴取を求められた場合、将来的な人間関係の悪化や不利益を恐れ、率直な事実の申し述べを躊躇する事態を招きかねず、結果として正確な事実認定が困難となり、今後、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。また、開示することによって、関係者の協力体制の維持や今後の人事調査の信頼性が著しく損なわれる蓋然性が高く、全体の公正性を損なうリスクがあり、開示すれば人事の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、部分開示とした。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論書の提出はあったものの、本件部分開示決定及び不開示決定についての新たな具体的反論はなかった。

不開示理由の主張は、いずれも到底容認できるものではなく、大分県を被告とする訴訟が大分地方裁判所に係属しており、訴訟における防御権の行使に不当な影響を及ぼすおそれがあるため、詳細な反論・反証を差し控える。

なお、審査請求における主張は引き続き維持する。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、次のとおりである。

- (1) 20250804\_関係職員面談
  - (2) 20250813\_関係職員面談
  - (3) 調査結果報告書、内部協議・検討資料（決裁文書、起案書、回覧文書等）
- ただし、(3)については、下記のとおり不存在である。

### 2 公文書の記載内容について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、1 (1) (2) には関係者への聴き取った内容が記載されていることが認められた。

(3) については、当審査会は、事務局を実施機関へ派遣し現地調査を行ったところ、公文書の存在は確認することはできなかった。

### 3 個人情報保護法第78条第1項第7号該当性について

法第78条第1項第7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲

げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と定め、同号へにおいて、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。同号イからトは例示であって、そこに掲げられた支障以外を除外するのではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があることをいうものと解される。

以下、上記の観点に立って本件について検討する。

関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回避に留意することは、ハラスメント調査の事務遂行上、極めて重要である。関係者が自己の発言内容等が開示されることを懸念すれば、聴取において事実を述べることに消極的になるおそれがあり、これにより事実確認が十分に得られなくなる。その結果、ハラスメントの全容解明が困難となり、公正なハラスメント調査を行うための事務遂行に支障が生じるおそれがある。

このため、関係者が保護されていることを前提として、初めて事実確認に協力が得られるものであり、自己の発言内容等はそうした不利益を回避する点において保護される必要がある。

したがって、法第78条第1項第7号に該当する。

#### 4 その他該当性に係る審査会の判断について

実施機関は、法第78条第1項第7号の該当性のみ主張しているが、情報の公開には、個人に関する情報の保護に最大限配慮する必要があるため、法第78条第1項第2号の該当性、その他の該当性についても検証する。

##### (1) 個人情報保護法第78条第1項第2号該当性について

法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれを掲げている。

ハラスメントに関する調査において、その他第三者から聞き取ったものは、事務の性質上、関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回避に留意することが必要であり、「誰が何を言ったか」については、こうした不利益を回避する点において保護されるべきであり、個人の心情や発言を当該個人の同意なしに他者に流通させることは、当該個人の権利利益を害する。

したがって、法第78条第1項第2号に該当する。

##### (2) 個人情報保護法第78条第1項第6号該当性について

法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は

特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として掲げている。

ハラスメント対応に関わる検討過程において、誰がどのような発言をしたかが開示されることにより、ハラスメント相談に対する対応に不満を持つ者から、ハラスメント相談に関係する職員に対し、いわれのない非難等が寄せられるおそれがある。こうした追及や非難が予想される場合、職員は今後のハラスメント相談対応の検討過程で、自己の本来の見解ではなく、外部からの批判を回避するための意見を述べるおそれがある。その結果、組織内での率直な意見の交換が萎縮し、本来必要な議論が十分に行われなくなるおそれがある。

また、開示することの利益を勘案しても、なお開示のもたらす支障が重大であるため不開示とすることに合理性がある場合、不開示をすることとされており、審査請求人が求めるハラスメント調査における情報を開示されることにより審査請求人に開示する利益を与えると同時に人事担当者を含む第三者の個人の権利利益を害するなど不利益を与えることとなる。

したがって、法第78条第1項第6号に該当する。

## 5 個人情報保護法第80条の適用について

審査請求人は、審査請求人の基本的人権・権利の尊重は、行政機関の事務遂行上の利益に優越するべきで、本件部分開示決定は個人の権利利益を不当に侵害するものであり、裁量権の逸脱又は濫用にあたると主張しているため、裁量的開示の可否を検討する。

法第80条は、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとされており、裁量的開示が認められている。

ハラスメントの存否において、加害者とされた者と、相談者との間における事実関係の認識や評価が対立する事態が生じ得ることは想定されることであり、審査請求人に関する情報であると同時に第三者の情報でもあることから、開示することの利益と開示することの支障を比較衡量した場合、なお開示のもたらす支障が重大であると認められることから、本件において、裁量的開示は妥当ではない。

## 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日     | 処 理 内 容           |
|-----------|-------------------|
| 令和8年3月23日 | 諮 問               |
| 令和8年4月30日 | 事案審議（令和8年度第1回審査会） |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 令和8年5月27日 | 事案審議（令和8年度第2回審査会） |
| 令和8年6月24日 | 事案審議（令和8年度第3回審査会） |
| 令和8年7月29日 | 答申決定（令和8年度第4回審査会） |

**大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員**

| 氏 名     | 職 業                           | 備 考 |
|---------|-------------------------------|-----|
| 生 野 裕 一 | 弁護士                           | 会 長 |
| 渡 邊 博 子 | 大分大学理事・副学長                    |     |
| 大 塚 浩   | 大分県商工会議所連合会専務理事               |     |
| 田 中 竜   | 元大分合同新聞社報道部長                  |     |
| 梶 原 百合子 | 大分県地域婦人団体連合会理事                |     |
| 三 島 麻 衣 | 三愛総合健診センター長                   |     |
| 加 納 雅 子 | 元大分市立駕野小学校長                   |     |
| 品 川 佳 満 | 大分県立看護科学大学看護学部教授              |     |
| 帆 秋 勢津子 | 元大分市大南支所窓口担当班<br>参事補兼グループリーダー |     |